

琉球大学学術リポジトリ

「生命（いのち）の安全教育」を性教育として展開するために－「指導の手引き」の検討を通して－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学大学院教育学研究科 公開日: 2023-05-15 キーワード (Ja): 生命の安全教育, 養護教諭, 性に関する指導, 性教育, 教材・教具, 教師の主体性 キーワード (En): 作成者: 村末, 勇介 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019829

【研究論文】

「生命(いのち)の安全教育」を性教育として展開するために

—「指導の手引き」の検討を通して—

村末 勇介¹

To Expand “Life Safety Education” as Sexuality Education: Focused on Examination of “Guidance Manual”

MURASUE Yusuke¹

要 約

2020年6月に政府の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、2020年度～2022年度の3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とされた。学校現場における「生命(いのち)の安全教育」は2023年4月から本格的にスタートとなる見通しである。本稿では、性犯罪・性暴力対策のためには、そもそもの「性」に関する学習保障のための「性教育」が必要不可欠であるとの認識から、「生命の安全教育」を性教育として展開していくための課題を、文部科学省による「指導の手引き」の分析から導き、その実際の活用の視点について整理した。その際、具体的な実践展開に向けての養護教諭の性教育への問題意識、および解決策の手がかりとしての具体的実践について取り上げた。

キーワード：生命の安全教育，養護教諭，性に関する指導，性教育，教材・教具，教師の主体性

1. はじめに

筆者が講座を担当した、令和4年度沖縄県総合教育センター・養護教諭中堅教諭等資質向上研修「性に関する指導について(生命の安全教育を含む)」の事前アンケートでは、表1の様な延べ33の質問・学びたい内容が寄せられた(受講者20名)。それによれば、すぐに指導に活かせる「指導内容・方法」に関する要求が最も多く、10代の妊娠・出産とリンクする若者の性の現実、SNS等を介した氾濫する性情報、性の多様性への対応といった今日的課題に向き合うための情報もニーズとしてあることがわかる。さらに、養護教諭の専門性に絡み、学校内の指導体制づくりや関連機関・家庭との連携の仕方なども課題として捉えられていることが特徴である。

本講座は、2023年度より本格実施となる「生命の安全教育」をも内包した「性に関する指導¹⁾」の研修として実施されたものであり、教育現場における子どもたちの生と性の現実に向き合い、寄り添う養護教諭への期待の大きさを示すとともに、その役割の重要性を意味している。

したがって、本稿では、こうした課題に応えるべく「生命の安全教育」を展開していくためには、性に関する科学的な学習の場としての性教育(性に関する指導)として展開していく必要性を述べるとともに、その具体的な展開のための視点として、「生命の安全教育」のための指導の手引きの活用方法について提起したい。

表1 養護教諭研修会における事前アンケートの内容²⁾

◆指導内容および方法に関わること(13)

¹ 琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 ymurasue@edu.u-ryukyuu.ac.jp

1. 性に関する指導では、児童生徒の性に関する課題等を的確に捉える方法やどのような指導が効果的であるか
2. 実践で使用できる保健教材等の情報がほしい
3. 年齢に応じた性に関する指導を行う際の注意点や留意事項などあれば確認したい
4. エイズに関する指導案や教材等が、10年程前から使用している教師主体のものなので、子どもが主体となったグループワーク等を取り入れた内容にしたい
5. 発達段階に応じた系統的な性教育の進め方について
6. 子ども達が自分自身を大切にするためにはどういった指導が必要なのか
7. 生徒の実態に応じた学校で行う性に関する指導について
8. 通年で計画的な指導になるように多くの実践例を学び、自校の実践に活かしたい
9. 小学校や中学校での性教育の現状
10. 生徒の実情に合わせた系統的な性に関する指導
11. 子どもたちに性指導や命の大切さを伝える上で、大切にしていること
12. 性(生)に関しては個人差がある中で、全体により効果的に行える指導方法について
13. 小5の理科「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」／中1の保健体育科「妊娠の経過は取り扱わないものとする」問題を抱えて来室する生徒は本来、学ぶべき事を学べていないのか？またどこまで踏み込んでよいのか、踏み込めるのか
- ◆「生命の安全教育」に関わること(6)
14. 性に関する指導とあわせた生命の安全教育についての指導方法
15. 生命の安全教育の実践について
16. 「生命の安全教育」の教材活用を考えており、その際の注意点や使用方法等をお聞きしたい
17. 文科省の「生命の安全教育」についてもう一度学び、エイズデーで実施している性に関する保健教育の内容の再編・改善を図りたい
18. 発達段階に沿った性に関する指導(命の安全教育含む)の内容や項目
19. 生命の安全教育の取り組みが強化されているが、その具体的内容についての理解が不十分であるので、その経緯や発達段階を踏まえた指導などについて学びたい
- ◆指導体制・連携に関わること(6)
20. 組織的な対応方法・実践例について
21. 教科とは別の視点で生徒保健委員会の活動で取り組めることなど、生徒主体の取り組みせ方などを学びたい
22. 発達段階に沿った性に関する指導(命の安全教育含む)の内容や項目を学び、計画的に指導できるようにするための組織への働きかけ方
23. 若年性妊娠や中絶が絶えない現在、どのような指導・言葉かけ・関係機関との連携の仕方があるかなどを学びたいと考えている
24. 計画的に指導できるようにするための組織への働きかけ方
25. 性教育を行う際の家庭との連携について
- ◆性情報・SNSの活用に関わること(3)
26. スマホからの誤った情報
27. 情報化の進展に伴い、誤った性の知識に触れている子ども達への指導
28. SNSで知らない相手と連絡を取り合うことが容易な昨今、見えない危険からどのように子ども

- 達を守り、どう伝えたらいいのか、支援が必要な子ども達への伝え方などを学びたい
- ◆性の多様性に関わること(2)
 - 29. LGBTQに関する指導の進め方について(当事者がいる場面で行う際の留意点など)
 - 30. 性の多様性についての取り組み方
 - ◆若者の性の現実に関わること(2)
 - 31. 沖縄県の性に関する課題。全国の性に関する課題
 - 32. 10代で出産妊娠した時にどのような話をしているのか。どこに相談したらいいのか。(沖縄では貧困や片親、10代での妊娠が他県と比べて多いと聞くので、そのような場合の様々な対応を聞きたい)
 - ◆子どもとの関わり方(1)
 - 33. ケアする内容によっての問診や対応方法の留意点について(コロナ禍における児童の現状)

2. 性教育の現状と課題～大学生の「性教育履歴」から見えてくること

(1)大学生の育ちと性教育を巡る動き

以上のような、養護教諭のニーズは、他ならぬ子どもたちの現実により生起する。したがって、それに対する方策としての性教育課題の明確化にあたっては、子どもたちの現実とそれを作り出している背景とを明らかにすることから始める必要がある。

筆者は、若年出産者数が全国比2倍等に象徴される沖縄県の若者の性の現実³⁾を踏まえて、教育学部教職科目「特別活動論」において約5コマを性教育に関する内容で展開しているが、その中で、毎回受講学生がとり組むワーク課題「性教育履歴書作成」を位置づけている。そこで、この課題における代表的な記述を取り上げ、若者たちがいったいどのような性教育を受けて育ってきたのかについて把握し、課題を明らかにしたい。

表2 学生の育ちと「性」を巡る動き

1985年3月	厚生省、男性同性愛者の1人を、日本人エイズ第1号と発表
1987年1月	神戸市に住む独身女性(20歳)を日本で初の女性AIDS患者と認定(神戸エイズパニック)
1987年2月	文部省体育局長名で「エイズの予防に関する知識の普及について」を通知
1989年	学習指導要領改訂…小学校保健・理科で性教育の内容が位置づく
1992年	学習指導要領本格実施(「文部省版性教育元年」)
2000年	本報告の学生たち、この年の前後で誕生
2002年	性教育副読本『思春期のためのラブ&ボディBOOK』配布(各地で性教育バッシングが激しくなる)
2003年7月	東京都議会で七生養護学校の性教育が問題にされ、全国に性教育自粛ムード拡大
2005年5月	「こころとからだの学習」裁判提訴
2013年11月	最高裁で原告勝訴の判決が出る
2018年3月	東京都足立区の中学校での授業に都議が都議会で「不適切な性教育」と批判
2018年3月	東京都教育委員会、「性教育の手引」を改訂

さて、具体的な「性教育履歴書」の検討の前に、近年の性教育をめぐる社会の動向を概観しておきたい。表2は、性教育を巡る主な出来事を整理したものであるが、学生たちの育ちの背景としては、こ

うした歴史が存在している。1985年3月、男性同性愛者の1人がわが国での最初のAIDS患者と発表され、1987年の7月に初の女性AIDS患者が確認された。当時、マスコミはセンセーショナルに報道し、「AIDSパニック」と呼ばれる事態を作り出した。このような差し迫った状況を受けて、当時の厚生省や文部省は、HIV・AIDSに関するとりくみを積極的に展開していくことになる。文部省は、1989年の学習指導要領改定において、性教育を小学校の保健と理科に位置づけ、3年後の1992年「文部省版性教育元年」が本格的にスタートする。また、性教育の副読本『思春期のためのラブ&ボディBOOK』が全国の中学生に配布されると、国会や地方議会、一部マスコミにおける「過激性教育批判」「ジェンダーフリー・バッシング」といった動きが活発化した。2003年の7月には東京都議会で七生養護学校という、当時、養護学校での優れた取り組みとして非常に評価されていた実践が一転問題にされ逆にバッシングの対象になっていく。この出来事は、後に「こころとからだの学習」裁判として争われ、2013年最高裁において原告勝訴の判決が出るのであるが、その間停滞してしまった性教育実践が再び動き出すには、相当の時間とエネルギーを必要とするものであり、言わばこの間の性教育は「自粛ムード」あるいは「やらない方がまし」というマイナスの時代を迎えることになる。以上見たように、これから紹介する学生たちは、まさに作り出された「性教育空白時代」のスタートとほぼ同時に誕生し、成長してきたと言える。

(2)大学生の「性教育履歴書」から見てくる性の学力保障という課題

ここでは、若者たちがいったいどのような性教育を受けて育ってきたのかについて見ていきたい。元になるデータは、2019年後期と2020年度前・後期の3つの講義の受講生98名による「性教育履歴書」である。このうち、小学校時代の記述が67名、中学校時代が72名、高校時代が53名、家庭での性教育については17名が記述しており、特定の時代に限定せず、全体的に記述しているのは、21名であった。尚、このワークについては、綴られた履歴書が授業における教材や、性教育研究の対象となる可能性があることについて学生への告知と了解の下に実施している。

先に「性教育空白時代」と述べたが、1989年の学習指導要領改定以降、まったく性教育の内容が消えた訳ではなく、後に検討するが「はじめて規定」を有しつつ不十分ながら性教育の「居場所」は確保されていた。大学生たちの「性教育履歴書」も、全体の傾向としてみれば、小・中・高と進むに連れて、内容的に充実していくことは事実である。しかしながら、教師の関心や学校体制の違いから、そこに成立する学びには確実に「差」が生じ、それによって子どもたちの性的発達の質に差が生まれてしまっている。次に紹介する4人の履歴書からは、教師による授業の大きな差が浮かび上がってくるし、それは「子どもは教師を選べない」現実を如実に示すことでもある。

- ◆私たちは性教育が恥ずかしいものと考え体育の先生を変態だと罵り、性教育の分野のテストの点が高いと変態だと馬鹿にしていました。(今考えるとその方が恥ずかしいです)さらに先生も少し面白がって授業をしていたように見受けられました。またこの傾向は私たちの学年だけでなくどの学年も変わらない雰囲気で行われており、私の出身校自体が性教育に対して真剣に取り組めていなかったと考えられます。(中略)さらに私には中絶をした友人がいます。身近で妊娠そして中絶を決断する友人の姿を見たときに性教育を甘く見てはいけないと強く感じました。(A女子)
- ◆高校2年の時に“性”について保健体育の授業で学習したのですが、1年の時の保健体育の先生が「2年でやる内容は教える側も恥ずかしいから、1年で担当を持ってよかった」と言っていたのを覚えています。やはり、“性”に関する内容は教える側の先生も恥ずかしいという意識があるのかなと思いました。(B男子)

「性教育」の差はあまりにも違い過ぎる結果を生む。A女子が綴っている、貧困な性教育の結果としての「中絶の決断」やB男子が語る性教育から逃げ腰の教師の存在は、教育に携わるものの責任として、この現実を「性の学力保障」という視点から捉え返す必要性を示していると言えよう。養護教諭が課題として把握している性教育に関するニーズ、その前提として子どもたちの育ちを支える「学び」において、性に関する学習が十分に保障されていないという厳しい現実があるのである。このことを、まず認識しておく必要がある。

けれども、性教育がまったく展開されていないわけではないこともまた事実である。学生たちの綴る「性教育履歴書」の圧倒的多数が、「性をまともに学んでは来なかった」という主旨のふり返りとなっているが、次のような学生の履歴書も存在する。

◆性教育を受ける中で、教員の先生方は真面目に取り組まれていました。中でも印象的なことは、中学校の保健の授業で性行為について学習した際、教室の雰囲気少し恥ずかしいような、どのような反応で授業に臨めばよいのか戸惑っている空気でした。そんな時先生が「恥ずかしいと感じる気持ちの方が自然、恥ずかしくないほうが不自然。いろんなことを感じながら授業を受けてほしい。先生も真剣に授業しているよ。」とおっしゃいました。私たちはその言葉を聞いて、雰囲気が良い方向にやわらぎ、性教育独特の緊張感から解放され、普段の授業の一部と何ら変わらない学ぶべき内容だという風に捉えることが出来ました。(C女子)

◆覚えている授業は6年生の時のただ一回の授業だ。男女一緒に行った授業で、30分間先生が授業して、後は個々人が想い想いの感想を書くものだった。性的なことに多少の知識が出て、興味が出てくるときの授業だったため、みんなの前で発表したり、話し合ったりすることが恥ずかしくて、ふざけるということを知っていたのだろう。個々が紙に書くことで結果的に想い想いのことを書けた。匿名で発表していいかのアンケート欄が最後にあった。次の授業で匿名で先生が発表してくれることで、恥ずかしがることなくみんなの意見に触れることができた。また、書き終わった人のプライベートの質問に対して我々が笑いながら聴いても全てに真面目に返してくれた対応が忘れられず、それが後々意味がわかり、心に効いた。(D男子)

こうした履歴書によって、子どもたちの「性」に真面目に向き合い、性教育に真剣にとり組んでいる教師の存在と同時に、学校性教育の意義と可能性が明確に浮かび上がると言えるだろう。特にDは、「ほとんど性教育は受けなかった」としながらも、この1回の授業のことを「心に効いた」と結んでおり、その内容からは教師にこそ展開可能な性教育の特徴を読み取ることができる。それは、学級の子ども集団の発達段階や、関係性の質、それに応じた匿名性を担保した上での授業展開、「笑いながら」の雰囲気を上手く引き取り成立させる子どもと教師の信頼関係によって成立する性教育となっているという意味においてである⁴⁾。

(3) 学習指導要領における「はどめ規定」

ではなぜ、学生たちの肯定的記憶として留められるような教師の積極的性教育は拵がっていないのであろうか。その理由の1つは、紛れもなく既に述べたような性教育を巡るバッシングの影響があるが、より直接的な原因は、表1の養護教諭の〈質問13〉に挙げられている学習指導要領の「はどめ規定」の存在であると考えられる。

子どもたちの実態に添い、その課題から出発する「性教育」を展開しようとするときに、現場教師は次の配慮事項に直面する。

- ・小学5年の理科…「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」
- ・中学1年の保健体育科…「妊娠の経過は取り扱わないものとする」

学習指導要領は、そもそもすべての児童生徒に対して指導する必要がある内容を示す「最低基準」である。さらに、関口(2021)も指摘するように、文部科学省(以下、文科省)が「主体的・対話的で深い学び」を求めるのであれば、それ以外の内容を加えて指導できるとするのが基本的立場となるはずであろう。しかし、教育現場の性教育の実態はこの「はどめ規定」を根拠として、内容論として制限され方向付けられている。

端的に述べれば、教師たちが直面し、教育課題として認識している子どもたちの性行動の現実や、その延長線上に起こる妊娠・出産の根源としての「性交」が、科学的な指導内容として位置づけられていないばかりか、それについては語ってはならない内容とされてしまっているのである。結果、中学生では「性交」を学ばないにもかかわらず「避妊」については学習内容に位置づくという奇妙な逆転現象まで起きている。これでは、子どもたちの課題に迫る性教育を展開することはできないし、次章で検討する「生命の安全教育」を実効力ある実践として進めていくことも難しい。

一方で、大学生以上に、性に関する学習の機会をもたずに育った大人にとって、たとえ教師であったとしても「性」はプライバシーに関わる語りにくいテーマの1つである。そのことと公教育で担うべき性教育とを混同して捉えることで、「はどめ規定」そのものを子どもの実態に目をつぶる「隠れ蓑」にしてしまうという教師の存在も十分予想できることである。

だが、文科省自身は、厳密には「はどめ規定」に関して、学校の必要性があると判断すれば指導可能としている⁵⁾。それは、以下の「中央教育審議会答申」(平成20年1月17日)を根拠にしている。

(心身の成長発達についての正しい理解)

○ 学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要があるため、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

○ このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

つまり、ここで示された4つの留意点、①児童生徒等の発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者や地域の理解を得ること、④集団指導と個別指導の連携を密にすること、に配慮した上で、学校が必要と認めた場合には、指導可能というわけである。この点については、「はどめ規定」の存在と同じように、強調すべきであろう。つまり、子どもたちの現実寄り添う「性教育」は、現行学習指導要領においても展開可能なのである。そして、この理解を前提とすることで「生命の安全教育」を議論の俎上に乗せることが可能になる。

3. 性教育として展開する「生命の安全教育」

(1)「生命の安全教育」の登場とその内容

① 生命の安全教育の目標

2020年6月に政府の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、2020年度～2022年度の3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とされた。この経過の中で、2021年4月から学校現場における「生命の安全教育」が試験的に始まり、2023年4月から本格的にスタートとなる見通しである⁶⁾。

性犯罪・性暴力対策という主旨からすれば、抽象的な「生命の安全教育」ではなく、より対象が明確になる「性の安全教育」とすべきだが、これまで述べてきたように文科省自身が、「性教育」に対して後ろ向きの姿勢を貫いてきたことを踏まえれば、この名称使用は学校での「性教育」に積極的に取り組ませたくはないという本音でもあり、中途半端な施策につながりかねないことを暗示させている。

けれども、そうした矛盾や問題点を抱えつつも、政策的課題として、性犯罪・性暴力の問題が教育課題に位置づけられていることを、まずは積極的に受け止めるべきであろう。文科省(2021)は、「生命の安全教育」の目標を、次のように定義している。

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に
する考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

ここに示されているように、最終目標としては、「一人一人を尊重する態度等」を身につけることとされている。態度形成目標において重要なのは、それを支える学習内容の質、すなわち子どもたちに学びとらせたい認識内容ということになるが、この目標規定では「生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響など」が理解する内容となっており、このレベルにおいては、目的とされている「性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする」という時の「性」あるいは「性暴力」自体が学習内容として明確に位置づけられているわけではない。性犯罪・性暴力対策としての「生命の安全教育」を実質的なものにしていくためには、これまでみてきたような性教育の停滞状況を克服して、単に「心構え」を強調する道徳主義的な教育を乗り越える必要がある。犯罪や暴力は、他ならぬ「人権」を侵害する行為であり、性犯罪・性暴力は、最も大切な人格の尊厳を侵害するものである。したがって、その前提として求められるのは、“人権”を柱にした科学教育としての性教育なのである。「生命の安全教育」において、そのための学習内容が想定されているのかが問われる。したがって、次にもう少し詳しく内容について検討しておこう。

② 各段階におけるねらいと指導内容

表-3は、「指導の手引き」に示された発達段階毎のねらい、表-4が指導内容(一覧)である。9つの指導内容が設定され、それぞれの段階毎に取り扱う時期が矢印で示されている。

まず、ねらいからみてみよう。小学校段低・中学年では、「自分と相手の体を大切にする態度を身に付ける」と書かれているが、小学校高学年では「自分と相手の心と体を大切にすることを理解」し、中学校は「性暴力に関する正しい知識」、高校は「性暴力に関する現状を理解し、正しい知識」を持った上で、それぞれの「態度」内容を「身に付ける」とされている。つまり、小学校の低・中学年だけが、ねらいの1つめを態度内容として示されているのである。

表 3「生命の安全教育」発達段階毎のねらい(指導の手引きより)

発達段階		ねらい(概要)
幼児期		幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく。
小学校	低・中学年	自分と相手の体を大切にすることを身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
	高学年	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校		性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高校		性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援教育		障害の状態や特性及び発達の状態等に応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

表 4「生命の安全教育」指導内容(指導の手引きより)

	年齢	幼児期			小学校					中学校			高校			大学			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
指導内容	自他の尊重 (自分と相手の心・身体の尊重)																		
	水着で隠れる部分																		
	SNSの危険性																		
	性暴力について																		
	デートDV																		
	JKビジネス																		
	セクシュアルハラスメント																		
	レイプドラッグ、 顔刺に乘じた性暴力																		
	AV出演強要																		

このことは、実際には文科省のホームページ上で教材として示され、活用が推奨されている⁷⁾スライドや動画において、その理由の説明や解説もなしにプライベートゾーンの大事さを説くコンテンツとして具体化されているが、はたしてこれで性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするための教育となるのであろうか。理解すべき内容がないまま、態度の獲得だけを要求することは、実際問題としてほんとうに必要な自他の命を尊重できる科学的な「態度」には結びつかない。そればかりか、「他人には見せてはいけない」「大事なものだから」と繰り返し強調する教材が、それを既に経験してしまった子どもたちの存在を想定し、さらにその場合どのような影響を与えるかについて、しっかりとフォローできているのかという問題についても理解しておく必要があるだろう。

また一方で、特別支援教育の目標内容については、これとはまったく反対の規定となっており、態度内容については一切触れられてはいない。つまり、障害と共に生きている子どもたちにとっては心構えとしての「態度」を要求することはせず、まずは理解させる(わからせる)ことに重点を置くという形になっているのである。この事実は、特別支援教育に携わる教師や保護者にとって、はたして納得のいくものとなるのであろうか。

続いて、指導内容についてである。ここでは、「自他の尊重」という指導内容は幼児期から大学まで扱うことになっているが、例えば「水着で隠れる部分」は幼児期から小学校まで、「SNSの危険性」については小学校中・高学年から大学まで、「セクシュアルハラスメント」については高校段階からというように、段階毎に順を追って学習していくプランとなっている。その意味では、発達段階に応じた内容編成となっていると言えよう。けれども問題は、内容抽出とその配列の妥当性である。

水野(2022)も指摘しているように、小学生の性暴力被害事件は多数起きているし、残念ながらその加害者が教職員である場合も少なくはない⁸⁾。そういう子どもたちの存在を考えれば、幼児期や小学校低学年においても、性暴力やセクシュアルハラスメントといったテーマについても、指導内容とされる必要があるだろう。当然のことながら、発達段階に応じてどのような内容レベルまで取り扱うか、そして教材選択を含む、その具体的な方法についてはどうするかという点については、教師の創意・工夫が求められる。ここに示されているように、年齢段階によって指導内容を固定して捉えることが、そもそも教師の創意・工夫へのエネルギーをそぐことにもなりかねない。まずは、子どもたちの現実から目を背けず、その現実から導き出された課題を解決するための学習過程が必要なのであり、それによって成立する学習こそが「生命の安全教育」と言えるのではないだろうか⁹⁾。

③ 「生命の安全教育」の教材としての使用についての留意点

「指導の手引き」では、留意点として、ア.「生命の安全教育」の教材としての使用について、イ. 児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、ウ. 家庭で性暴力被害等の経験がある児童生徒への対応および、外国人児童生徒への配慮、エ. 保護者への対応(小学校以降)の4点について挙げている。

ここでは授業実践に直接影響のある教材に関する点に重点を置き、検討する。「指導の手引き」では、教材活用について次の様に述べている。

本教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられる。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するよう留意することが必要である。

また、授業、指導に当たっては、教材の一部分を活用することも可能である(例：プール指導時に該当部分を切り出して説明、各教科等の授業において関連するスライドを活用等)

一般的に、教材とは教師にとっては教科内容を獲得させるための事物・事象であり、子どもにとっては学習の直接の対象となる事物・事象のことである。教科内容とは、教えたい中身、すなわち科学・技術・芸術等の中から選び取られた抽象物であり、教材はその特徴を属性として具体的に備えている内容、教具は、間接的な学習対象となる具体物、そして学習の補助物となるものとされている(恒吉・深澤,1999)。したがって、文科省のスライド教材や動画教材をどのように活用するかを検討するためには、まずこうした教材・教具論を正しく踏まえておく必要がある。そのうえで、教材・教具は、あくまで学びとらせたい内容を学ばせるための手段(道具)としてあり、子どもたちの実態に応じて代替え可能なものであるという認識が重要であろう。すなわち、初めに「教材ありき」ではないということであり、子どもたちの実態にそぐわない場合は、この留意点に述べられているように「教材の一部分を活用する」

など、教師の主体性が発揮されることが大切である。さらに、準備された教材・教具を契機として、想定した以外の内容（積極面と消極面の両面）が付け加わり学ばれるという側面があるということも念頭に置いておくべきである。これは、先に述べたような「被虐待児童」の存在とも関係することであり、それを教材・教具のレベルで具体的に配慮するということでもある。

以上のような教師の主体的実践は、どのように取り組んでいけばよいのであろうか。そのために参考となる取り組みについて、以下取り上げておきたい。それは、沖縄県の高校養護教諭の喜屋武(2022)実践であり、「生命の安全教育」を念頭に置きながら、教師と生徒の丁寧な実態把握から始まり、教職員集団による教育活動全体での取り組みとして展開された総合的な「性に関する指導」実践である。

この実践における学校保健教育講話の中で、喜屋武は、教材・教具の主体的で具体的な工夫を行っており、その概要を次の様に記述している。

今回の講話では、性暴力について取り扱うため、事前に講話のねらいと内容について保護者へ周知を行った。また、現在性暴力の被害にあっている生徒がいる可能性を考慮し、事前に全職員で対応について確認を行うとともに、授業の導入部では気分が悪くなった場合、いつでも退席してよいことを伝え、授業中の生徒の様子を注意深く見守るよう留意した。

実態調査で明らかになった理解が不十分な性知識について

では、スライドに正答率を表示し、図を用いて解説を行った。特に生命(いのち)の安全教育教材に示されている水着で隠れる部分「プライベートゾーン(図 12)」や自分と相手の心とからだの距離感の説明を加えることで、よりよい関係を築くための性的同意についての内容につなげた。また、性暴力は、対等でない場面で起こりやすいことを伝え、ワークを通して身近に起こりうるデートDV事例について、教師同士のロールプレイを観察し、2人の会話の問題点に気づかせ、お互いが対等な関係になるための会話文を考えさせた(図 13)。



図 12 スライド教材（一部抜粋）

性暴力というテーマは、生徒の実態から導かれた指導内容であるが、このテーマを取り上げるにあたっては保護者への周知と、性暴力被害生徒の存在の可能性への対応を周到に行い授業を実施している。そして、その上で、生徒実態調査データを加えたり、小学校用に作られた3枚のスライドを組み合わせたりして作成し、使用しているのである。こうしたとりくみは、全方位的視点で展開されている喜屋武実践全体からみれば、ほんの部分的な工夫でしかないが、これから「生命の安全教育」の実践化を進めるにあたっては、極めて参考になるとともに、具体的で重要な示唆を与えてくれるものとする。

喜屋武実践でも明確に意識されていることであるが、「指導の手引き」に示されたその他の留意点については、以下の様な点が教育現場において具体的課題となるであろう。要点のみ示しておきたい。

- ・児童生徒の性暴力被害の開示に当たって、対応を協議しておく必要性が示されているが、その具体策については示されておらず、現場に委ねられている。専門家を交えた研修等の機会が求められよう。
- ・専門機関との連携や本人との同意をとる必要性が示されているが、これについてもそれを可能とする研修等が準備される必要がある。
- ・家庭での被害経験がある児童生徒は、「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性があるとして示されているが、その経験の有無を判断することはなかなか難しい。被害体験が予めわかっている場合には配慮・対応が可能であるが、授業実施後に判明した場合の対応について

考えておくべき。

- ・保護者との情報共有は非常に重要であり、「生命の安全教育」に関わる場合だけでなく、保護者との日常的なつながりを生み出すとりくみに支えられていることが求められる。

(2)「指導の手引き」を実践に活かす視点(小学校 低・中学年を例に)

表－5は、以上述べた内容を基本的な考えとして、具体的な実践段階でどのような視点を持ち検討していけばよいか、「指導の手引き」の叙述に添って整理したものである。尚、ここで「検討し深める視点」としたのは、各学校の置かれた条件や子どもたちの実態に添う形で、実践主体である教師一人ひとりが主体的なとりくみとして実践を創造していくことを前提としているためである。

表 5「指導の手引き」を検討し深めるための視点

指導の手引き	検討し深める視点
【小学校 低・中学年におけるねらい】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。 ● 自分と他の人の大切なところ(「水着で隠れる部分」等)を理解できるようにするとともに、大切なところを守るルールを理解できるようにする。 ● 水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。 ● 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。 ● 自分と他の人を大切にすることを養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 真に実感を伴う自他のからだの大切さの理解とは、どのような理解でありどのように理解することか。 ➢ 「水着で隠れる部分」等の「等」をどのように広げるか。大切なところは、水着で隠れる部分だけではない。 ➢ 「プライベート」という概念をどのように具体的に言語化して捉えさせるか。 ➢ 見られたり、触られたりすることが必要な場合もあることを考えさせる(病気や検査のとき。必要のないときは、医者であっても見せない)。 ➢ 体を大切にすること・人を大切にすることの違い、理解と態度の違いとは。
【題材設定の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校低・中学年から自分と他の人の体を大切にできるようにすることで、性暴力の加害者・被害者にならないための知識や判断力を身に付ける必要がある。 ● 相手の気持ちを考えずに、自分の大切なところを見せたり、他の人の大切なところを見たり、触ったりすることも性暴力にあたることを理解することで、性暴力の加害者にならないための思考を身に付ける必要がある。 ● 性暴力の加害者は家族や親族等の身近な人である場合もあり、児童が性暴力被害に気が付いていない場合もあることから、自分と他の人の大切なところについて学び、大切なところを守るルールを理解することで、性暴力被害に気が付けるようになる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「大切にすることができるようにすること」と「知識や判断力を身につける」との順序性は逆。 ➢ 性暴力加害者は、相手の気持ちがわかっていないから加害行為をするのだろうか。性暴力加害者にならないための思考とはどのような思考か。 ➢ 身近な人が性暴力加害者である場合の気づきは、「大切なところ」に関する学習によってもたらされるのか。身近な関係性の中での相手を守ろうとする心理状態など、丁寧な学習とフォローが必要である。

【指導上の留意点】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の理解を深めるため、日常生活の場面を想定した事例を通して、自分と他の人の大切なところを守るルールや、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法等について指導する。 ● 実際の性暴力においては、水着で隠れる部分への接触だけでなく、体を撫でる、顔にキスをするといった行為が多いことを念頭に、「水着で隠れる部分」のみが大事であるという伝え方にならないよう注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「大切なところ」といった曖昧な表現では、ルールの理解も性暴力被害への気づきも難しい。また、具体的な対応方法についての中身は不明瞭。児童と加害者との関係性や立場、行為の性質によって対応は大きく異なる。 ➤ この記述内容は、スライド教材ではほとんど配慮されていないので、スライドの加工を含めてどのように使うか、発問の工夫、追加資料の準備等が必要である。
【「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 家族や親族等から性暴力被害を受けている児童がいる可能性があることを意識した上で、授業を行う必要がある。 ● 性暴力被害に遭ったもしくは遭っている児童がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席できる体制を取るとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、児童の様子を見て適宜フォローする。 ● 過去に性暴力に遭った児童がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ そうしたことを想定した上で、どのように授業を展開するのか。具体的な手立てが必要かを考え、準備しておく。 ➤ 授業実施上の必要不可欠な配慮であるが、当事者と周囲児童との関係性にも注意を払うべきである。 ➤ 授業実施上、事前段階での必要不可欠な配慮である。

4. 今後の課題

近年、国際的には、性教育から「セクシュアリティ教育」や「包括的性教育」へと概念が進化・発展してきた。セクシュアリティとは、人間のあり方を多様な角度から捉え、人格としてトータルに見つめることを可能にする概念である。性犯罪・性暴力は、紛れもなくこの「セクシュアリティ」という人権を侵害し、人格の尊厳を破壊する行為である。さらに現代は、SNS時代、「コロナ禍」にあって、日常的な人と人との関わりの質の変化は、既に多方面から指摘され、各種統計データやマスコミの報道でも否定的状況が、把握、蓄積されつつある¹⁰⁾。したがって、これまでに述べてきたように、こうした状況への対抗措置としての実効性ある教育の構築が、緊急的課題として要求されるのである。

ところで、セクシュアリティ教育の具体的な方向性や内容を示す国際文書としては、2009年に『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』が発表され、2018年にはその改訂版が発行されている(UNESCO,2018)。改訂版においては、8つのキーコンセプト(「人間関係」「価値観、人権、文化、セクシュアリティ」「ジェンダーの理解」「暴力と安全確保」「健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル」「人間のからだと発達」「セクシュアリティと性的行動」「性と生殖に関する健康」)が設定され、それぞれに、具体的な教育内容と獲得すべき目標内容が、知識・態度・スキルという形で4つの発達段階区分(5～8歳/9～12歳/12～15歳/15～18歳以上)により整理されている。

この『ガイダンス』をもとに、「生命の安全教育」が目指す、性犯罪・性暴力の対策強化のための指導内容を考えれば、8つのキーコンセプトすべてが欠かすことのできない内容であることが理解されるだろ

う。その上で、直接関わるキーコンセプトである「暴力と安全確保」の5歳～8歳段階で、どのようなことが指導内容として想定されているかをみてみよう(表-6)。

表 6『改訂版ガイダンス』キーコンセプト「暴力と安全確保」の5～8歳段階の内容

トピック	キーアイデア	学習者ができるようになること
暴力	<ul style="list-style-type: none"> ① いじめ、暴力を認識し、それらは間違っただけの行為であると理解できることが重要である ② 子ども虐待を認識でき、それが間違っただけの行為であると理解することは重要である ③ 両親や恋愛関係にある人たちの間でも暴力は間違っていると理解することは重要である 	<ul style="list-style-type: none"> ① からかい、いじめ、暴力とは何かを明らかにする(知識)・いじめ、暴力は間違っただけの行為であること、そしてそれが家族や他のおとなからのものであっても、被害者は決して悪くないことを認識する(態度)・仲間の中でのいじめや暴力に対応できる安全な行動をはっきりと示す(スキル) ② 性暴力、ネット上での子どもに対する性的搾取も含め、子ども虐待を明らかにする(知識)・おとなや知り合い、信頼する人、たとえば家族によるものだったとしても、子どもへの性的虐待を含め、子ども虐待は子どもの権利の侵害であること、そして被害者が決して悪くないということを認識する(態度)・おとなが性的虐待をしようとした場合にとれる行動をはっきりと示す(「いやだ」「あっちにいけ」ということ、信頼できるおとなに話すなど)(スキル)・親や保護者、信頼できるおとなを特定し、虐待を受けた場合に虐待されたことをどのように伝えるかをはっきりと示す(スキル) ③ 親同士や恋愛関係にある人たちの間で起こりうるさまざまな暴力(身体的暴力、言葉による暴力、パートナーに強制的に何かをさせるなど)について認識する(知識)・親同士や恋愛関係にある人たちの間でも暴力は間違っていると認識する(態度)・家庭内でそのような暴力を目にした場合、サポートしてくれる信頼できるおとなにどのようにアプローチしたらよいかを明らかにし説明する(スキル)
同意, プライバシー, からだの保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが、自らのからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利をもっている 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「からだの権利」の意味について説明する(知識)・からだのどこがプライベートな部分かを明らかにする(知識)・誰もが「からだの権利」をもつことを認識する(態度)・自分が不快だと感じる触られ方をした場合にどのように反応すればよいか(「いやだ」「あっちにいけ」という、信頼できるおとなに話すなど)をはっきりと示す(スキル)・自分が触られて不快だと感じた場合に、親や保護者、信頼できるおとなにどのように伝えるのかを明らかにし説明する(スキル)
情報通信技術(ICTs)の安全な使い方	<ul style="list-style-type: none"> ① インターネットやソーシャルメディアは情報収集や他者とつながる方法であり、安全に使うこともできる一方、子どもを含めて人々が傷つけられるリスクをもっている 	<ul style="list-style-type: none"> ① インターネットやソーシャルメディアとは何かを説明する(知識)・インターネットやソーシャルメディアの利点と潜在的な危険性を列挙する(知識)・インターネットやソーシャルメディアを、その危険性を認識しつつ、ポジティブに評価する(態度)・インターネットやソーシャルメディアで自分が不快に思うことや怖いと感じることをしてしまったり、見てしまったりした場合、信頼できるおとなに伝える方法を明らかにし、実際にやってみる(スキル)

一見して明らかのように、小学校低・中学年段階の子どもたちであっても、しっかりと学習主体者として捉えられ、指導すべき内容が位置づけられている。今後は、現在の子どもの性的発達をど

のように支えていくのかという視点に立ち、「生命の安全教育」を実効性のある性教育として展開していくために、この『ガイドンス』にも学びながら、更に研究を進める必要がある。

注

- 1) 文部科学省では、「性教育」という用語は「学習指導要領」を含め、ほぼ使用されることはない。文科省が発行する関連資料においては、一部例外を除き「性に関する指導」が使われており、こうした態度にも「性教育」への消極的スタンスが現れている。但し、専門部会等での議事の中で、例外的に使用され公開されている場合はある(2022/09/12 取得 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1395097.htm)。
- 2) 沖縄県総合教育センターにより実施・回収された結果について、筆者が分類・整理した。
- 3) 沖縄県ホームページ「沖縄県の母子保健」(2022/09/19 取得 <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/boshi/okinawakenbosihoken28.html>)
- 4) 現在、教師の多忙化という解決すべき課題もあり、「外部講師」による性教育にとり組む学校も多い。筆者自身も、小・中・高と年間相当数の「出前授業」に出かけているが、実践主体は外部講師ではなく、やはり現場教師であるべきで、日常の子どもたちの「生活」を知る教師が、子どもたちと共に創る性教育でなくてはならないと考えている。外部講師は、専門的知識を蓄えてはいるが、殆どの場合、目の前の子どもの奥行きに関する情報を持つ存在ではない。
- 5) 「学校の性教育で“性交”を教えられない『はどめ規定』ってなに？」(2022/09/22 取得 <https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20210826a.html>)
- 6) 文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(2022/09/19 取得 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)
- 7) 前掲6)では、「(前略)このたび、文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命(いのち)の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しましたので、積極的な活用をお願いします。児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。また、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能です。」と示し、積極的な活用を勧めている。
- 8) 文部科学省調査「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(令和元年度)」によれば、教職員のわいせつ行為等に係る懲戒処分者数は、わいせつ行為等が273人、そのうちわいせつ行為が174人、うち児童生徒に対するものか126人となっている。(2022/09/23 取得 https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_syoto01-000011607_20.pdf)
- 9) 最近では、こうしたテーマについても学習可能な性教育絵本なども多数出版されており、教材研究のための素材は増えている。例えば、中野久恵・星野恵著『あっ！そうなんだわたしのからだ』エイデル研究所 .2021、浅井春夫著『人間と性の絵本第2巻からだってステキ！』大月書店 .2021、ジュリエット・クレア・ベル著、上田勢子・堀切リエ訳『はじめにきいてね、こちょこちょモンキー 同意と境界、はじめの一步』子どもの未来社 .2021、ジェイニーン・サンダース著、上田勢子訳『からだのきもち 境界・同意・尊重ってなに？』子どもの未来社 .2022 など。
- 10) 例えば「令和3年度若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業 若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果 報告書」(2022/09/25 取得 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r04_houkoku/01.pdf)

付記

本稿は、科学研究費基盤研究C(研究課題番号:21K02529a)の研究成果の一部である。

文献

- 喜屋武愛,2022,「自己や他者を尊重する態度を育む取組の工夫—「生命(いのち)の安全教育」教材を活用した性に関する指導を通して—」『沖縄県立総合教育センター 後期長期研修員 第71集 研究集録』(2022/07/23取得,<https://drive.google.com/file/d/1zMN-INXRTjOeAMzOXel4Sk01q9BxIKZQ/view>)
- 水野哲夫,2022,「生命(いのち)の安全教育をのりこえる—『性と人権』・『暴力と安全の確保』に関する確かな教育プログラムを—」『SEXUALITY』エイデル研究所,105:4-13.
- 文部科学省,2021,「『生命の安全教育』指導の手引き」(2022/09/23取得,https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei02-000014005_7.pdf)
- 関口久志,2021,「学習指導要領」『SEXUALITY』エイデル研究所,103:136-137.
- 恒吉宏典・深澤広明編,1999,『授業研究重要用語300の基礎知識』明治図書:152-153.
- UNESCO,2018,International Technical Guidance on Sexuality Education:An evidence-informed approach (Revised edition). (浅井春夫・良香織・田代美江子・福田和子・渡辺大輔訳,2020,『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】—科学的根拠に基づいたアプローチ』明石書店.)

